

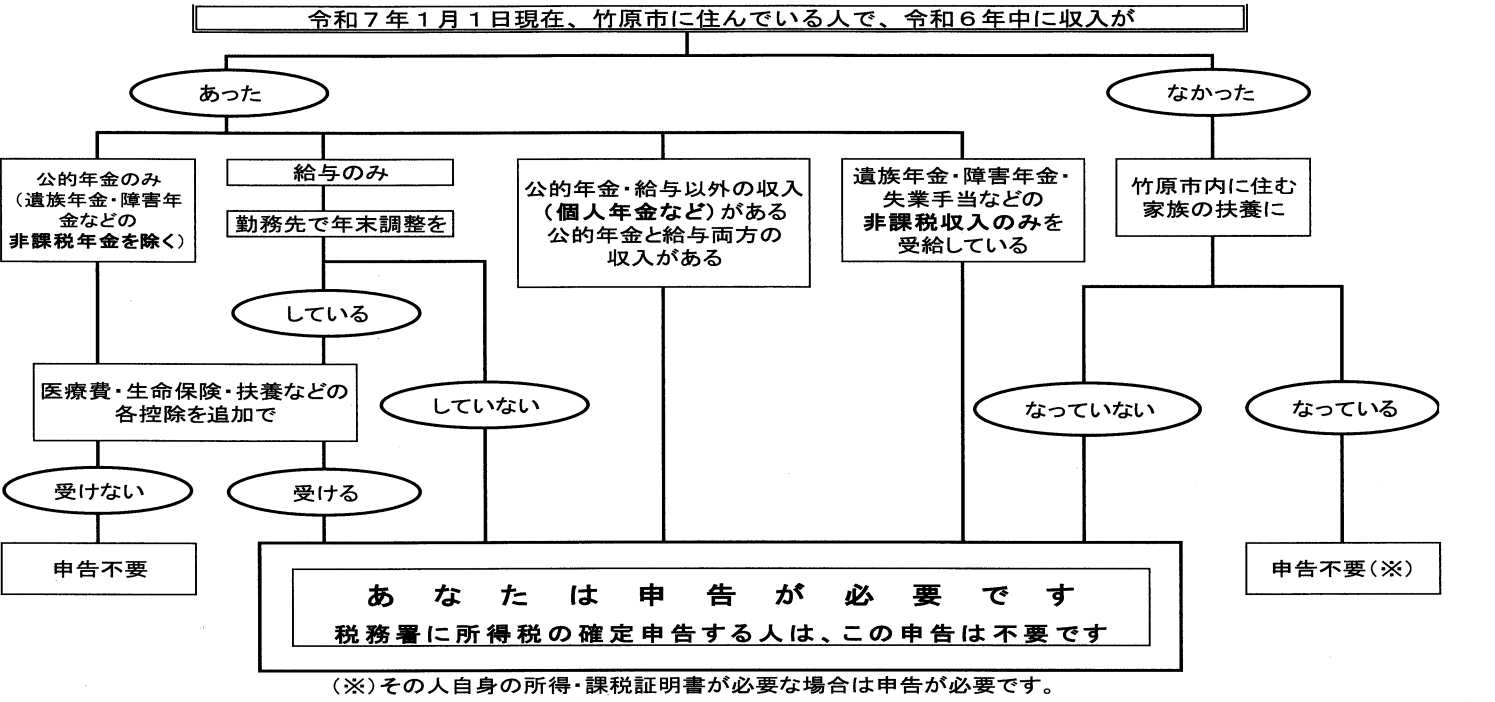
# 令和7年度 市民税・県民税・国民健康保険税の申告について

竹原市税務課市民税係

日頃から税務行政にご協力いただき厚くお礼申しあげます。  
さて、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の収入等について、市県民税、国民健康保険税の申告の受付を次のとおり行います。このチラシをよくご覧いただき、正しい申告をしていただくようお願いします。  
各受付会場の混雑を防ぐため、郵送による申告にご協力ください。  
受付会場は、混雑を防ぐため地域を指定していますが、指定された日が難しい場合はご都合の良い会場にお越しください。

問い合わせ先 22-7732（税務課ダイヤルイン）

## 1. 申告の必要がある人（このフローチャートは、一般的なパターンを参考として示すものです。）



## 2. 申告の際に準備していただく書類など

- （1）必要なもの
- ☐ 申告者のマイナンバーカードまたは通知カード（令和2年5月25日以降に住所・氏名を変更していない人のみ）（通知カードの場合は、運転免許証などの身分証明書が併せて必要です。）
  - ☐ （給与・年金収入がある人）令和6年分の源泉徴収票
  - ☐ （事業・不動産収入がある人）令和6年中の収支内訳書（帳簿・領収書・支払証明書など）
- （2）以下の申告をされる場合に必要な書類
- ☐ （社会保険料控除）令和6年中に支払った国民健康保険税（料）・介護保険料・国民年金保険料・任意継続の保険料等の領収書・控除証明書
  - ☐ （生命保険料控除・地震保険料控除）令和6年分の生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
  - ☐ （医療費控除）令和6年中に支払った医療費控除の明細書（人ごと、病院・薬局ごとにまとめて記入）〔※〕
  - ☐ （セルフメディケーション税制）令和6年中に支払ったセルフメディケーション税制の明細書（薬局・医薬品ごとにまとめて記入）〔※〕
  - 〔※〕医療費控除・セルフメディケーション税制について、領収書による申告はできません。
  - ☐ （障害者控除）該当者の各種手帳・障害者控除対象者認定書など
- （3）その他準備していただくもの
- ☐ 税務署から送付されている郵便（葉書）がある場合は、その郵便（葉書）
  - ☐ 所得税の還付がある場合は、本人名義の口座番号のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

## 3. 申告受付期間

令和7年2月17日（月）～3月14日（金） 9:00～11:30 13:00～15:00  
《※1》 会場によっては受付時間が異なる場合もありますので、右表「4. 受付会場」をご確認ください。  
《※2》 市役所1階 会議室1では、8:30～11:30 13:00～15:30となります。  
《※3》 申告書は郵送で提出することができます。（申告者本人の本人確認書類の写しを同封してください。）  
《※4》 令和7年2月17日（月）～3月3日（月）は、各会場へ職員が出向くため、市役所での受付はできません。

| 4. 受付会場             |    |    |                                                                       |                                                     |
|---------------------|----|----|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 月                   | 日  | 曜日 | 会 場                                                                   | 指 定 地 域                                             |
| 2                   | 17 | 月  | 大乘地域交流センター(2F 会議室)                                                    | 高崎町・福田町                                             |
|                     | 18 | 火  | 忠海地域交流センター(1F ホール)                                                    | 忠海東町二～三丁目・忠海中町・忠海床浦・忠海長浜<br>《※1 2月19日は午前のみ》         |
|                     | 19 | 水  | 忠海東地域交流センター(2F 集会室)                                                   | 忠海東町一丁目・忠海東町四～五丁目 《※1 13:30～15:00のみ》                |
|                     | 20 | 木  | 中通地域交流センター(1F 和室)                                                     | 下野町(中通・大応・上条・成井)                                    |
|                     | 21 | 金  | 東野地域交流センター(1F 和室)                                                     | 東野町 《※1 午前のみ》                                       |
|                     |    |    | 小梨地域交流センター(集会室)                                                       | 小梨町 《※1 13:30～15:00のみ》                              |
|                     | 25 | 火  | 吉名地域交流センター(1F 和室)                                                     | 吉名町(毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場)<br>吉名町(西条・東条・港・曾井) 《※1 午前のみ》 |
|                     | 26 | 水  | 大井地域交流センター(1F 和室)                                                     | 下野町(大井・宿根・築地) 《※1 13:30～15:00のみ》                    |
|                     | 27 | 木  | 荘野地域交流センター(1F 和室)                                                     | 新庄町・西野町                                             |
|                     | 28 | 金  | 田万里地域交流センター(2F 会議室)                                                   | 田万里町 《※1 午前のみ》                                      |
| 仁 賀 地 域 交 流 セ ン タ ー |    |    | 仁賀町 《※1 13:30～15:00のみ》                                                |                                                     |
| 3                   | 3  | 月  | 竹原西地域交流センター(1F 和室)                                                    | 塩町二～四丁目、竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)               |
|                     | 4  | 火  | 市 役 所 1 階 会 議 室 1<br><br>新庁舎に移転しました。<br>住所: 中央五丁目6番28号<br>(旧たけはら合同ビル) | 塩町一丁目・竹原町(上記以外) 《※2》                                |
|                     | 5  | 水  |                                                                       | 中央一～五丁目 《※2》                                        |
|                     | 6  | 木  |                                                                       | 本町一～四丁目 《※2》                                        |
|                     | 7  | 金  |                                                                       | 田ノ浦一～三丁目 《※2》                                       |
|                     | 10 | 月  |                                                                       | 港町一～五丁目 《※2》                                        |
|                     | 11 | 火  |                                                                       | 竹原市内全域 《※2》                                         |
|                     | から |    |                                                                       |                                                     |
|                     | 14 | 金  |                                                                       |                                                     |

### ○所得控除の概要

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雑 損 控 除                | 自己又は自己と生計同一の親族等の資産が、災害、盗難又は横領により損失を受けたとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 医 療 費 控 除              | 前年中に自己又は自己と生計同一の親族等のために医療費またはスイッチOTC医薬品の購入費を支払ったとき。（いずれかを選択）                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| セルフメディケーション税制          | セルフメディケーション税制の対象者：健康の維持増進及び疾病の予防に関する一定の取組みを行った納税者本人。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 社 会 保 険 料 控 除          | 前年中に自己が支払った社会保険料があるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 小規模企業共済等掛金控除           | 前年中に自己が支払った小規模企業共済の第一種共済掛金、確定拠出年金の個人型年金掛金又は心身障害者扶養共済掛金があるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 生 命 保 険 料 控 除          | 前年中に自己が支払った生命保険（介護医療保険）や生命共済等の保険料があるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 地 震 保 険 料 控 除          | 前年中に自己が支払った損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料があるとき。（平成18年末までに締結した長期損害保険契約等を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 障 害 者 控 除              | 令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）時点で、自己又は扶養親族等に障害があるとき。<br>主な特別障害者：身体障害者手帳1、2級・療育手帳㉔、A・精神障害者保健福祉手帳1級、原子爆弾被爆者健康手帳番号15万台<br>主な普通障害者：身体障害者手帳3～6級・療育手帳㉕、B・精神障害者保健福祉手帳2、3級<br>その他手帳等、医師等の診断書・市町村等の障害者控除対象者認定書により、その障害の程度が分かるもの。                                                                                                                       |
| ひ と り 親 控 除<br>寡 婦 控 除 | 令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）時点で、自己の前年の合計所得金額が500万円以下の人が以下いずれかの条件に当てはまるとき。<br>ひとり親：受給者本人が夫や妻と死別・離婚・生死不明または婚姻歴が無い方で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計同一の子がいるとき。<br>寡婦：（1）受給者本人が夫と死別・離婚または生死不明の方で婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいるとき。<br>（2）受給者本人が夫と死別または生死不明の方で婚姻しておらず、扶養親族や生計同一の子がいないとき。<br>※住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載（事実婚）がある者は対象外<br>※「子」は他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方に限る |
| 勤 労 学 生 控 除            | 自己の勤労による所得のある学生・生徒であり、合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下であるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 配 偶 者 控 除              | 自己の合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）時点で、控除対象配偶者がいるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 配 偶 者 特 別 控 除          | 配偶者控除と同条件で控除対象配偶者に該当せず、生計同一の配偶者の合計所得金額が、48万円を超え133万円以下のとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 扶 養 控 除                | 令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）時点で、自己と生計同一の親族（配偶者を除く）で、前年の合計所得金額が48万円以下の人（平成21年1月2日以降生まれの人を除く）がいるとき。<br>同居老親：老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属で、同居を常況としている人があるとき。<br>◎16歳未満扶養親族は控除対象外ですが、該当の欄に氏名と生年月日等の記載をお願いします。                                                                                                                                         |